

申告期間

2/17(月)～3/16(月)



税の申告をお忘れなく

市・県民税、所得税の申告は、税額、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料などを計算するための基礎資料となりますので、該当する方は必ず申告してください。

市役所で申告する場合、マイナンバーの記載+本人確認書類の提示が必要です。

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちのかたは

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでないかたは

番号確認書類

《本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

○市・県民税申告書または確定申告書を郵送で提出する場合、本人確認の写しが必要です。

○控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナンバーの記載も必要です（本人確認書類不要）。



市・県民税の申告

●申告が必要なかた

令和2年1月1日現在、白岡市に住所があるかたのうち、次の①～③のいずれかに該当するかた

- ①令和元年中に給与、年金以外に収入があったかた（給与、年金以外の所得が20万円を超える場合は確定申告）
- ②令和元年中に収入がなく、同居親族の扶養になっていないかた
- ③令和元年中に収入がなく、国民健康保険に加入しているかた

●申告が不要なかた

次の①～③のいずれかに該当するかた

- ①所得税の確定申告をしたかた
- ②給与収入のみで年末調整が済んでいるかた
- ③年金収入(400万円以下)のみのかたで、源泉徴収票に記載のある控除（配偶者控除、扶養控除など）の変更または社会保険料控除、生命保険料控除などの追加がないかた（次ページチェックポイント参照）

所得税の確定申告

春日部税務署・白岡市役所で受け付けます。

受付期間 2月17日(月)～3月16日(月)の平日

※3月1日(日)に限り日曜日も受け付けます。

提出方法

①自分で作成して春日部税務署へ郵送などで提出

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます。

期間中は市役所に申告書提出箱を設けますのでご利用ください。

②市役所の申告会場で作成し、提出

日程 右記の受付日程表のとおり

時間 午前8時45分～11時、午後1時～4時

会場 市役所1階大会議室

③e-Taxで提出

インターネットで確定申告ができます。あらかじめ準備するものをホームページでご確認ください。

URL <http://www.e-tax.nta.go.jp>

市役所での申告受付日程表

- 受付時間 午前8時45分～11時
午後1時～4時
- 会場 1階 大会議室

期 日	受付対象地区
2月17日(月)	全地区
18日(火)	全地区
19日(水)	岡泉・実ヶ谷・千駄野
20日(木)	上野田
21日(金)	下野田
25日(火)	白岡1～1000番地
26日(水)	白岡1001番地～・寺塚
27日(木)	白岡東・西1～4丁目
28日(金)	西5～10丁目
3月1日(日)	全地区
2日(月)	小久喜1～350番地
3日(火)	小久喜351～1000番地
4日(水)	小久喜1001番地～
5日(木)	篠津1～1900番地
6日(金)	篠津1901番地～・新白岡1丁目
9日(月)	新白岡2丁目・3丁目
10日(火)	爪田ヶ谷・太田新井・彦兵衛
11日(水)	柴山・荒井新田・下大崎
12日(木)	野牛・新白岡7～9丁目
13日(金)	高岩・新白岡4～6丁目
16日(月)	全地区

※混雑を避けるために対象地区を割り振っていますが、ご都合の悪いかたは、期日内の他の日にお越しください。
※2月17日(月)・18日(火)は、大変混雑が予想されます。

市役所で受け付けできない申告

次の場合は、春日部税務署またはe-Taxで申告してください。

- ①住宅借入金等特別控除(初年分)
- ②源泉徴収票がない還付申告
- ③営業等所得
- ④青色申告
- ⑤分離課税(土地・建物、株式の譲渡・損失など)の申告
- ⑥雑損控除の申告
- ⑦過年分の申告



申告に必要な書類等

- ①市民税・県民税申告書または確定申告書(市役所の申告会場で作成する場合は不要)
- ②令和元年中の所得が分かる書類
 - 給与・年金の源泉徴収票
 - 営業・農業・不動産所得については、収支内訳書
 - 報酬の支払調書(経費がある場合は領収書など)
 - その他、収入額の分かる書類
- ③令和元年中の控除の計算に必要なもの
 - 社会保険料控除(国民健康保険・後期高齢者医療保険、介護保険)…領収書または市が発行する社会保険料控除申告用のお知らせ
 - ・国民年金…領収書または社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

- 生命保険料・地震保険料控除…保険料控除証明書
- 障害者控除…障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書(23ページ参照)など
- 医療費控除…明細書、医療費通知。一定の取組を行ったことを明らかにする書類
- 寄附金控除…寄附金受領証明書
- その他関係書類(前年分の確定申告書の控えなど)
- ④印鑑
- ⑤申告者本人名義の口座番号が分かるもの
- ⑥前ページに記載の本人確認書類

公的年金等の源泉徴収票のチェックポイント

令和 元年 分 公的年金等の源泉徴収票	
支払を受ける者 住所 氏名 氏名	生年月日 年令の種別
区分	支払金額 源泉徴収額
所得税法第203条の3第1号適用分	円
所得税法第203条の3第2号適用分	円
所得税法第203条の3第3号適用分	円
所得税法第203条の3第4号適用分	円
本人 特別 障害者 障害者 障害者 障害者	源泉徴収対象期間 特別 老人 その他 16歳未満の 扶養親族の世帯 特別 その他 控除対象 社会保険料の額
源泉控除対象 氏名 氏名 氏名 氏名	区分 区分 区分 区分
16歳未満の 扶養親族 氏名 氏名	区分 区分
支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区麹町1丁目2番2号	印

チェック①

- ・公的年金等の収入合計額が400万円以下
- ・公的年金等以外の所得金額が20万円以下

この場合でも以下のチェック②～④のいずれかに該当し、チェック⑤にも該当するかたは確定申告をすることで所得税の還付が受けられる場合があります。チェック②～④のいずれかに該当し、チェック⑤に該当しないかたは市・県民税の申告が必要です。

チェック②

公的年金等から天引きされている社会保険料の他に支払った保険料(国民健康保険料等)がある。

チェック③

公的年金等の源泉徴収票に*で記載された障害者控除、寡婦控除等や扶養控除の人数に変更がある。

チェック④

生命保険料、地震保険料、医療費、寄附金などの控除を追加したい。

チェック⑤

所得税の源泉徴収額がある。

公的年金等の収入があるかたで、チェック①に該当する場合は確定申告は不要ですが、市・県民税の申告が必要な場合があります。

問合せ 所得税の確定申告 春日部税務署 ☎ 048 (733) 2111
市・県民税の申告 市税務課住民税担当 内線 129

国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金に加入しているかたへ

所得のないかたも、その旨の申告をお願いします。

申告がない場合、保険税・料、高額療養費の算定や国民年金保険料の免除などに影響する場合があります。

市・県民税(所得税)の申告で申告した所得状況は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や医療費の自己負担限度額を算出する基礎になります。

また、国民年金保険料の免除の判定の基礎になります。

そのため、家族の扶養に入っているかたや収入がないかたもその旨を申告する必要があります。

申告がない場合

保険税・料の軽減が受けられない場合があるだけでなく、高額療養費などが正しく計算できない場合や国民年金保険料の納付が困難で免除制度を利用する際に不利な場合がありますので、必ず申告してください。
※令和2年4月1日において、16歳未満で収入がないかたは、申告の必要がありません。
※申告の方法は、8・9ページをご覧ください。

問合せ 保険年金課 国民健康保険担当 内線 142～144
後期高齢者医療担当 内線 147・148
国民年金担当 内線 140・149